

成田市は必要に応じてこれらの団体に理解と協力を求めるものとします。

- 3) 公共公益事業者（公的住宅供給機関、空港管理者、公共交通事業者、電気通信・ガス等の事業者など）は、施設が景観を構成する重要な要素であることを認識し、施設の整備等の際に本ガイドラインを参考として事業を行います。

(3) 国及び県の景観形成指針等について

本ガイドラインに基づくほか、国及び県の定める景観形成指針等に沿うものとします。

① 千葉県公共事業景観形成指針＜平成21年＞

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/keikanzukuri/ryoukou-jourei/documents/21sisin.pdf>)

② 国の景観形成ガイドライン等

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html)

道路、橋梁等

- 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン＜平成16年：国土交通省＞
- 道路デザイン指針（案）＜平成17年：国土交通省＞
- 景観ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）＜平成23年：国土交通省＞

公園

- 景観ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）＜平成23年：国土交通省＞

河川

- 歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン＜平成15年：国交省、文化庁＞
- 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料＜平成18年：国土交通省＞
- 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」＜平成18年：国土交通省＞
- 多自然川づくり基本指針＜平成18年：国土交通省＞
- 砂防関係事業における景観形成ガイドライン＜平成19年：国土交通省＞
- 景観ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）＜平成23年：国土交通省＞

公共建築物

- 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン＜平成16年：国土交通省＞
- 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン＜平成17年：国土交通省＞
- 景観ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）＜平成23年：国土交通省＞

照明

- 光害対策ガイドライン ＜平成18年：環境省＞

(4) その他

次に示す事業については本ガイドラインの適用対象外となりますが、景観への配慮をお願いします。

- ①法令等により、形態意匠等の定めのある場合の事業
- ②災害復旧事業、その他の緊急を要する事業
- ③周辺景観に与える影響がないか極めて小さい事業及び部分的な維持補修等